

小豆地区広域行政事務組合障害者活躍推進計画

機関名	小豆地区広域行政事務組合
任命権者	管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
小豆地区広域行政事務組合における障害者雇用に関する課題	当組合においては、これまで法定雇用率を下回らないように募集・採用を行ってきた。しかしながら、障害者に対して個別に対応してきており、大きな問題等が起こってなかったことから組織的な体制整備が必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	法定雇用率を下回らないことはもとより、障害者を差別することなく、選考を行う。
2. 定着に関する目標	障害者の活躍できる部署等の整備を行い、不本意な離職者を生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ・ 障害者である職員の相談窓口を設定し、職員への回覧・庁舎内掲示等により周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・ 障害者一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障害者本人の希望も踏まえた上で、障害者と業務の適切なマッチングができていないか、必要に応じて検討を行う。 ・ 職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった場合又はその相談を受けた場合は、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。